

がけに近接する建築物の判断基準について

山形県建築基準条例第 4 条の 2 の規定による、がけに近接する建築物の判断基準は、以下のとおり取り扱う。

- 1 当該敷地を基点とし、底（下）辺と高さが 2 : 1 となる斜線の内側に「がけ」が存在する場合は「がけに近接する建築物」の取り扱いは行わない。
- 2 上記 1 の斜線を超えて、勾配が 30 度を超え、高さが 2 m を超える「がけ」が存在する場合は、当該「がけ尻」から当該敷地までの水平距離 L が 50m 以上確保できれば「がけに近接する建築物」の取り扱いは行わない。
- 3 上記 2 の水平距離 L が 50m 以上確保されない場合は、当該「がけ」の高さの 2 倍の距離が確保されるか否かで判断する。

